

## 芸備線利用促進地域活性化イベント補助事業経費の考え方について

芸備線利用促進地域活性化イベント補助要領第3条の「要する経費」とは、以下の経費とします。

ただし、主催団体のみにかかる経費は対象外です。

- 交通費  
外部講師等の交通費
- 通信運搬費  
イベント実施に必要な資材等の発送費用，チラシ・当日資料等の送付に必要な切手代の発送費用など
- 使用料・賃借料  
会場使用料，機材レンタル料，光熱水費など
- 材料費  
イベントに実施に必要な原材料費（食材代も含む）
- 記念品購入費  
イベント参加者用記念品，イベント来場者用無料配布品等  
※ 不特定多数の者にあらかじめ周知等した個数以下の部分に限り，配布されなかったものを除く
- 謝礼金・出演料等  
外部から招く講師やアドバイザーへの謝礼金<sup>\*</sup>，大道芸やコンサート等のイベント出演者に対する出演料<sup>\*</sup>  
※ イベント主催団体の構成員に対するものを除く
- 飲食物経費  
イベント当日に必要な飲料代等  
※ 酒類，食事を除く最低限必要なものであり，来賓のみが消費するもの等を除く
- 消耗品費  
チラシ・当日資料等の作成に伴う紙類，文房具の購入費，印刷・コピー代  
美化活動やその他イベント実施に必要な資材等の購入費用
- その他  
その他，イベントを行う上で必要不可欠な経費と，芸備線対策協議会事務局が認めたもの。

なお、補助対象経費について、不明点等がありましたら、補助申請前に芸備線対策協議会事務局へご相談ください。